

## 令和7年度高知県漁業就業者確保委託事業公募型プロポーザル募集要領

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

令和7年度高知県漁業就業者確保委託事業

#### (2) 事業の目的

本事業は、漁業者の減少や高齢化が進む中、若者・女性を中心とした新規漁業就業者を確保するため、関西の専門学校等での漁業就業セミナーの開催や関西及び県内での就業フェアの開催等に取り組むことで、漁業就業希望者の増加に繋げることを目的とする。

#### (3) 事業内容

別添「令和7年度高知県漁業就業者確保委託事業仕様書」のとおり

#### (4) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月15日まで

### 2 見積限度額

20,690千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### 3 審査委員会の設置

別途定める「令和7年度高知県漁業就業者確保委託事業審査委員会設置要領」に基づき、「令和7年度高知県漁業就業者確保委託事業公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

### 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託事業の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後、候補者と一般社団法人高知県漁業就業支援センター（以下「センター」という。）は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日（県庁の閉庁日は除く。）以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めてセンターと交渉を行うこととなります。

### 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている又は契約締結時までに登録が予定されている者であること（契約締結時までに登録が行われない場合は欠格とな

ります。)

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 過去 5 年以内に、国又は地方公共団体が発注したプロモーション業務若しくはその他イベントの企画運營業務の履行実績があること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定」第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 6 説明会

この公募型プロポーザルに関する説明会を次のとおり行います。

日時：令和 7 年 3 月 24 日 (月) 10 時から

会場：オンライン (Zoom)

説明会への参加希望者は、説明会参加申込書 (様式 1) を、令和 7 年 3 月 21 日 (金) 16 時までにセンターへ持参若しくは電子メール又は FAX で提出してください (電子メール又は FAX による場合は、別途電話で着信をご確認ください)。

今回は Zoom によるオンライン説明会となりますので、当方が設定する協議 room の URL をメールでお知らせいたします。

## 7 質疑と回答

質疑は令和 7 年 3 月 31 日 (月) 正午までに質疑書 (様式 2) をセンターへ持参、郵送 (書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX 又は電子メールのいずれかで受け付けます (口頭による質疑・照会を受け付けません。)。FAX と電子メールによる場合は、電話で着信を確認してください。

質疑と回答の内容は、令和 7 年 4 月 3 日 (木) 17 時までに以下のセンターのホームページに掲載します。

(一般社団法人高知県漁業就業支援センターホームページ)

<https://kochi-ryoushi.jp/>

## 8 参加申込書及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書 (様式 3) 及び法人概要書 (様式 4) を添えてお申し込みください。申込みにあたって提出する書類は次表のとおりです。

### 【提出書類、様式及び提出部数等】

様式番号	提出書類の名称	提出部数
3	参加申込書	原本 1 部
4	法人概要書	

(1) 参加申込書及び法人概要書

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

イ 提出期限

令和7年4月7日（月）17時（必着）

ウ 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎6F  
一般社団法人高知県漁業就業支援センター（TEL：088-824-0379）

(2) 資格要件の確認

センターで申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了しましたら、確認結果を令和7年4月9日（水）までに申込者へ電子メールで通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県庁の閉庁日を除く。）以内に、書面により、センター代表理事会長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ センター代表理事会長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県庁の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和7年度高知県漁業就業者確保委託事業公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおりです。

なお、提出期限は令和7年4月14日（月）17時（必着）です。

10 審査

別途定める「令和7年度高知県漁業就業者確保委託事業公募型プロポーザル審査要領」のとおりです。

11 審査委員会の開催

この公募型プロポーザル審査委員会を次のとおり行います。

日時：令和7年4月21日（月）13時30分から17時頃まで

会場：高知城ホール2階小会議室（せんだん2）

（高知市丸ノ内2丁目1番10号）

なお、WEBシステム（Zoom）による参加も可とします。その際は、当方が設定する協議 room の URL をメールでお知らせしますので、希望者は様式3（プロポーザル参加申込書）の備考欄に「WEB参加希望」と記入してください。

## 12 審査結果

審査結果は、令和7年4月22日(火)までに、すべての参加者にメール等で通知します。

なお、本件に関して情報の開示請求があった場合は、一般社団法人高知県漁業就業支援センター情報公開規程に基づき対処するものとします。

## 13 日程(予定)

令和7年3月21日(金) 16時必着	オンライン説明会参加申込締切
令和7年3月24日(月) 10時から	オンライン説明会
令和7年3月31日(月) 正午必着	質疑書提出締切
令和7年4月3日(木) 17時	質疑と回答の公表
令和7年4月7日(月) 17時必着	参加申込書及び法人概要書提出締切
令和7年4月14日(月) 17時必着	企画提案書の提出締切
令和7年4月21日(月) 13時30分から	審査委員会(プレゼンテーション)
令和7年4月22日(火)	審査結果通知

## 14 提出書類の扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します(センター内及び審査委員会での使用に限ります)。
- (3) 提出された企画提案書は、一般社団法人高知県漁業就業支援センター情報公開規程に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。  
なお、事業を運営するうえで、競争上又は事業運営上の地位、その他正当な利益を害すると認められる情報は、同規程第4条第1項第3号により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示する具体的な理由を様式5により提出してください。  
開示・非開示の判断は様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に同規程に基づきセンターが客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

## 15 問い合わせ先

一般社団法人高知県漁業就業支援センター

担当者：山下

TEL：088-824-0379

FAX：088-824-8900

E-mail：kochi-ryoshi@leaf.ocn.ne.jp

## 16 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後のセンターとの契約等において不利益な取り扱いを

するものではありません。

- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
  - ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
  - イ 審査委員、センター職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) この事業は高知県の補助を受けて実施するものであり、補助金の交付決定がなされなかった場合は、当該委託業務に係る一切の手続きを停止し、事業を実施しない場合があります。